

近世片品川流域の山村の年貢率とその実態

金 井 忠 夫

一、小論の問題意識

近世における片品川流域の集落は、山明の年季中は山村となり、山留の期間中は農村に変るといふように機能的性格が変遷した。山村の時に施行したのが寛文検地であり、農村になってから施行したのが貞享検地であった。寛文検地は、山業による「かぶせ盛」があつたために高い石盛になったが、貞享検地では農村という村の機能的性格上からと、幕府の貢租体系の確立により低い石盛が決定された。

石 盛 の 比 較

検 地	上 田	中 田	下 田	下下田	上 畑	中 畑	下 畑	下下畑	山下下畑	屋敷
寛 文 検 地	一五	一四 ^①	一一	九	一二	一〇	八	六		一二
貞 享 検 地	九	七	五	三	七	五	三	二	一	七

寛文検地は、沼田藩主真田伊賀守信直が施行した検地であったために、通説では、彼を奇斂誅求の年貢政策の典型的人物^⑥であったと見ている。しかしながら、菊地教授は「かぶせ盛」の実態を研究した結果、第十回歴史地理学会大会において通説を否定する発表をされたのである。

長い間、菊地教授は「近世片品川流域における林業経営とその周期的変化」を研究している。筆者は、菊地教授の指導を仰ぐ千葉大学長期研修生として、年貢率とその実態を研究することにより、菊地教授の論旨を実証的に裏付けるべく「近世片品川流域の山村の年貢率とその実態」を追究したのである。

二、調査対象の村

尾瀬沼のある群馬県利根郡片品村を調査対象の村とした。小論は、片品村大字幡谷の史料を中心として研究した結果を報告するものである。

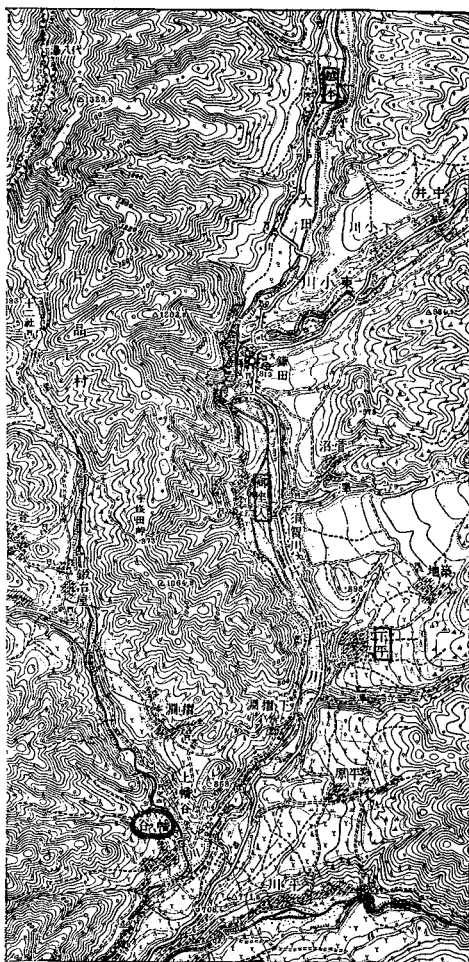
幡谷は武尊山の南東山麓にある高冷地農村である。その九〇パーセントは山林と原野である。水田は片品川の氾濫原に細長く分布し三町八反あるにすぎないが、畑は三三町八反の広きに及んでいる。なお、耕地面積の三割二分に相当する一一町九反が耕作不明の耕地^⑦になっているのも広大な山間村落の特色である。

幡谷の郷倉に保存されていた史料や「片品村史」によって幡谷の近世の支配者の移り変りを見ると、天正一八年（一五九〇）沼田藩主真田氏の所領となつてから、天和元年（一六八一）真田伊賀守信直の改易に至るまでの沼田藩領時代、天和元年（一六八一）天領となつて代官支配の下に置かれてから、文化八年（一八一）旗本菅沼氏の知行地になるまでの天領時代、文化八年（一八一）旗本菅沼氏の知行地となつてから明治維新に至る旗本知行所時代と

年貢と、天領以降の年貢の実態を正確に把握して比較検討することにより、真田伊賀守信直の年貢政策を追究するた
めに、菊地利夫博士の年貢分析の理論を根幹として研究した。

主要な史料は、幡谷の郷倉に保管されていた「御成箇可納割付之事」、「年貢皆済目録」、「覚」等である。

「御成箇可納割付之事」（後文には年貢割付状と記す）の記載形式は、正租も田方は米の現物高記載、畑方は永楽
錢換算による永高記載になっている。このような「年貢割付状」による貢租記載方法の二重構造を統合するための研
究上の操作として、畑永を米の現物高に換算する必要がある。この場合には、菊地教授の米換算の理論を根拠として
計算する^④。このようにして貢租賦課の基本形としての反取り制にのっとり算出した年貢現物高の推移を示すと次の



第1図 片品村の古文書調査地域
(5万分1地形図「追貝」, 3分の2に縮図)

いう推移を示した
ことが明確になっ
た。

三、年貢の実態 の把握

天和元年（一六
八一）を下限とす
る沼田藩主真田伊
賀守信直の治下の

表のようになる。

年貢の主要な研究史料（片品村大字幡谷の郷倉保管文書）

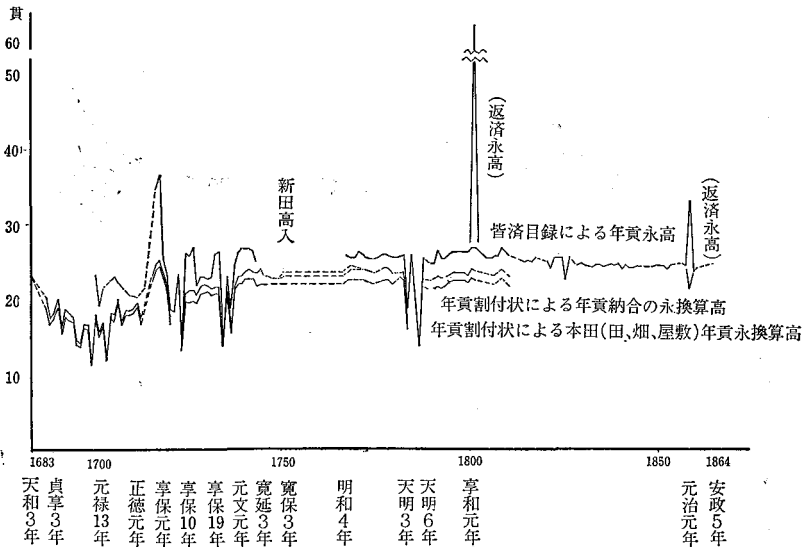
古 文 書	古 文 書 残 存 期 間	部 数
御成箇可納割付之事	天和三年（一六八三）～天保元年（一八三〇）	一〇五
年貢皆済目録	元禄一三年（一七〇〇）～元治元年（一八六四）	一一五
覚	文政一二年（一八二九）～安政元年（一八五四）	三

年貢石高の推移

西 暦	年 号	年 貢 石 高	備 考
一六八三	天和 三年	二七石八斗二升六合	沼田藩主真田伊賀守信直の年貢政策を知り得る割付状
一六八七	貞享 四年	二三石六斗一升三合五勺	貞享検地によるはじめての割付状、諸引なし
一七一七	享保 二年	一五石四斗七升二合	年貢の永換算高によると最高額の年
一七二六	享保一〇年	二一石八斗一升三合	定免開始の年
一七二八	享保一三年	二六石四斗四升	第二回定免開始の年
一七八三	天明 三年	一六石一升八合四勺	浅間山の大噴火による冷害で破免
一八一〇	文化 七年	二三石二斗七升四合六勺	田方の年貢率一〇〇パーセント以上、天領最後の年
一八三〇	天保 元年	一九石二斗三升八合七勺	年貢割付状の下限の年、旗本知行時代

年貢石高の推移を考察すると、天和三年（一六八三）から貞享四年（一六八七）、享保二年（一七一七）と減少する傾向をたどったことがわかる。享保一〇年（一七二六）定免の開始により上昇傾向に転じ、享保一三年（一七二八）第二回の定免開始の年には天和三年（一六八三）と同量の年貢を納入するようになっていた。連々引による損毛率の増大にもかかわらず年貢の現物換算高が定免制施行当初に上昇することは、定免制施行の初期の政策は幕府の年貢増徴策の積極的な施策として定免制が開始されたと見なければならぬのである。定免制は幕府の貢租収取の安定策と豊作時における農民取分の余剰の可能性との結節点であったという通説は、定免制施行当初においては適用することができない。かくして、農民の再生産能力を極小にするまで年貢量を高めた定免制も、第三回定免年季の開始頃から極限に達し、ついに年貢増徴策の極相となって見かけ上の年貢量の安定性を示すのであった。天明三年（一七八三）浅間山の大噴火による鬼押出の噴出によって生じた大噴煙は冷害という結果を齎らし、天明六年（一七八六）の風水害とならんで破免せざるを得なくなった。田畑は荒地と化し、高内連々引が大きくなって毛付高が減少し、年貢の取米も減少せざるを得なくなったのである。天保以降の「年貢割付状」が残存していないので、幕末の旗本知行時代の年貢量を具体的に論述することはできないが、「年貢皆済目録」により考察すると、天保の飢饉によって再生産能力を弱められて年貢量も減少せざるを得なかったものと思われた。寛延三年（一七五〇）新田高入^⑧が行われたが、それによる年貢の増徴は僅少にすぎず、やはり積極的な年貢増徴政策としての開発がなされなければ年貢量の急激な増大は計れなかったのである。

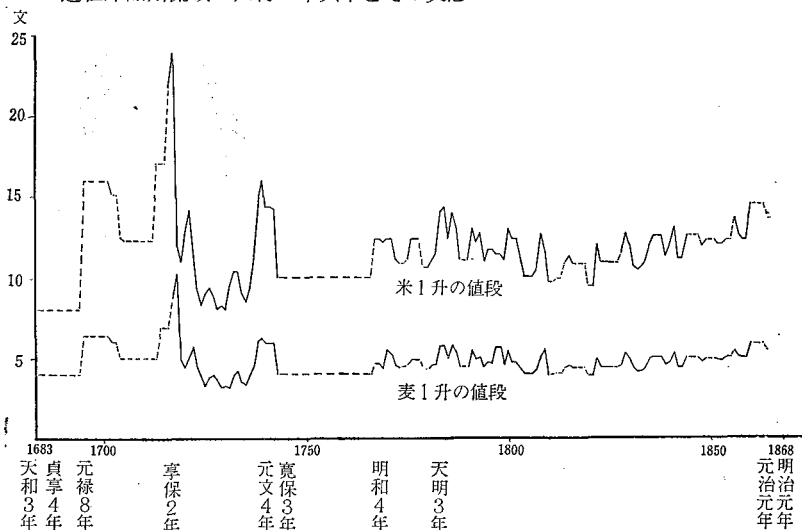
幡谷は畑作の村落であった。田方と畑方の面積比を「検地帳」より算出すると、寛文二年（一六六二）が一对九〇、貞享三年（一六八六）が一对三六という比率になっている。こういう畑作の村落であるという事情から、年貢を



第2図 年貢永換算高の推移 (上州利根郡幡谷村)

より実態に則して研究する方策として、田方の石高を永換算した積を畑永に加えて年貢の石代納による一元化を試みる必要に迫られる。なお、「年貢皆済目録」を研究した結果、実際に納入した年貢は、ほとんど永高であり、とくに明和四年(一七六七)以降は全額が永納に統一された事実が判明して、年貢の永高による推移を追究することが年貢の推移を研究するには必須の条件となったのである。かくして、永高による年貢の推移を示したものが第2図であるが、田方の米の現物高を永換算するにあたって、米価の変動を研究しなければならなかった。

年貢米を石代納として永換算する場合の換算方法は、米一石に銀四八匁の定価であったものを享保年中より三季御張紙値段の平均の時価に増永何文と改定することになった^⑧という。幡谷村の「年貢皆済目録」を研究した結果、幡谷村では、毎年冬の御張紙値段の米三五石(一俵三斗五升入を一〇〇俵)につき三兩増で年貢米の永換算がなされていたことが判明した。一例として寛政八年(一七九六)の場合を示して



第3図 米と麦の値段の変動（上州利根郡幡谷村の年貢における）

みよう。

寛政八年（一七九六）の米三五石の値段

冬の御張紙値段	幡谷村年貢皆済目録
三八両⑦	四一两 斗立三石二斗六升四合七勺四才 此代永三貫八二文四分 但辰冬御張紙値段三兩増 米三五石ニ付金四一两

幡谷村の「年貢皆済目録」による斗立とその代永の関係から計算して米一升の相場を算出し、これを幡谷村における年貢米永換算の基準とした。その変遷を図示したものが第3図である。

なお、「年貢皆済目録」の残存していなかった元禄二二年（一六九九）以前については、「知行割之儀御定書」⑩によったが、幡谷の「寛文二年（一六六二）検地帳」の畑永の分米換算の驗算により、永一貫文米一石二斗五升替が寛文二年（一六六二）まで溯及しているという事実を発見することができた。

寛文期における沼田藩の山々は、伐採が盛んに行われた⑪結

果切替畑の面積が急増していった。かくして藩主真田伊賀守信直の検地するところとなり、膨大な面積の山地分下下畑が公にされて「寛文二年（一六六二）の検地帳」に登録されることになったのである。後世に至り、寛文の拡大検地と呼ばれて悪評の高い寛文検地の実態も、山業による切替畑の増大という視点から研究することによって解決することができる。

「真田伊賀守家中役人諸事覚書」^⑧によると、寛文二年（一六七二）に至る頃は、藩領内山々の櫟や檜を切り尽くしたので細木まで一切伐採することが御法度になり山留されたことが明かになった。山留期間中の延宝八年（一六八〇）に沼田藩主真田伊賀守信直は、両国橋の橋材を請負^⑨うことになり、ついに破綻を招くに至ったのである。両国橋の用材は、その約束期限である天和元年（一六八一）八月に至っても江戸に送り届けることができなかった。そのため真田伊賀守信直は改易され、一月より沼田藩領は天領となり代官の支配するところとなったのである。

寛文二年（一六六二）の「幡谷村検地之帳」と天領となつて間もない天和三年（一六八三）の「年貢割付状」によると、幡谷村の本田畑と山地分の面積比は一对二であり、分米高の比も一对二となっている。このことから、伐採による切替畑が激増したため、山地分の開墾畑が耕地の中心となつたことが推測された。寛文二年（一六七二）の山留以後、切替畑は荒地となり、天和三年（一六八三）の「年貢割付状」によれば、荒地化による高内連々引が二八町七反八畝二〇歩に達し、全耕地面積の三五・八パーセントが荒地化したことが判明したのである。このように荒地が増大したため、農民は再検地をするよう請願した^⑩。この願いは認められて貞享三年（一六八六）「沼田検地条目」^⑪が公布され、後世になり「お助け検地」と呼ぶ貞享検地が施行されたのであるが、その実態は山地分の荒地化した旧耕地を「荒地帳」に明記し、「貞享三年（一六六八）検地帳」には、「荒地帳」分を除外した耕地を登録した

というものにすぎなかったのである。

貢租形態を見ると、石高制による収取方法で寛文検地以降幕末まで一貫している。しかしながら、検見取制から享保一〇年（一七二五）より定免制へと変化したことが「年貢割付状」の記載から明らかになった。

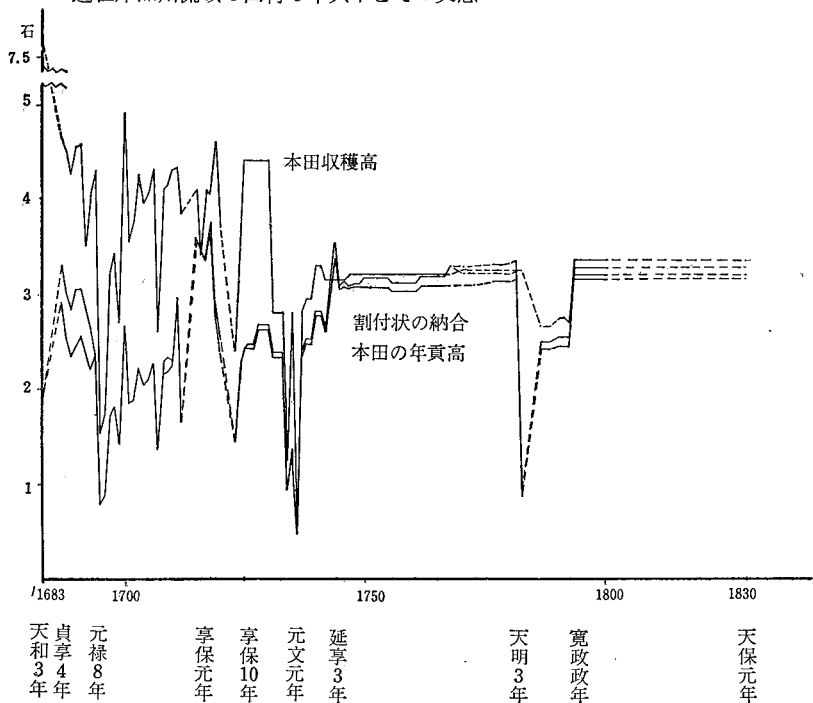
寛文検地と貞享検地の分米の比較

検地帳		上	中	下	下田	下下田	田方合	上	中
寛文二年	八石六斗八升五合	一斗四升七合	二石三升五合	三斗二升一合	一一石一斗八升八合	一七八石九斗二升	七九石四斗六升六合		
貞享三年	七斗三升五合	一石八斗九升七合	七斗二升五合	一石七斗九升八合	五石一斗五升五合	一三石一斗四升六合	一九石二斗六升三合		
下	畑	下	下畑	山下下畑	畑	方合	屋敷	畑屋敷合	田畑屋敷合
六三石一斗四升一合	一九〇石八斗九升三合	六二一石四斗二升二〇石七斗八合	六三三石一斗二升八合	六四四石三斗一升六合					
一三石七斗四升二合	七石六升三合	二二三石八升六升九合	七七石一斗八升三合	一一石四斗六升四合	八八石六斗四升七合	九三石八斗二合			

年貢割付状による村高と田畑面積

西 磨	年 号	村 高	田 畑 面 積	田 方 面 積	畑 方 面 積
一六八三	天和三年	六四四石三斗一升六合	八〇町三反五畝一三歩	一町二畝一〇歩 内五畝二〇歩連々引	七九町三反三畝三歩 内二八町七反五畝連々引
一六八七	貞享四年	九三石八斗二合	四〇町四反六畝三歩	一町九畝二一歩	三九町三反六畝一二歩
一七七四	安永三年	"	"	一町七畝二六歩 外一畝二五歩畑成 内四反二畝二三歩連々引	三九町三反八畝七歩 内一畝二五歩畑成 内一町七反一畝二二歩連々引
一七九二	寛政四年	"	"	内五反二畝一六歩連々引	内一町九反二〇歩連々引
一七九四	寛政六年	"	"	内四反三畝一八歩連々引	内一町五反五畝三歩連々引 外三反五畝一七歩起返
一八〇一	享和元年	"	"	内 " "	内 " "
一八二四 ^⑩	文政七年	"	"	内 " "	内 " "

なると切替畑の荒地化激増期へと変化した。かくして、山地分の下下畑の如きは、表高三四町九畝二三歩に対して二七町五反七畝の荒地を出して、天和三年（一六八三）の毛付高は六町五反九畝一六歩にすぎなくなってしまった。このような切替畑の放棄による荒地化により、寛文検地以後二十一年にして膨大な面積の荒地を出したのである。そのために荒地分の九六、三パーセントが山地分の最下位に位付された下下畑で占めたのである。さらに山地分の下下畑だけについて見ると、表高の八一パーセントが荒地となつてしまつたのであった。「貞享検地帳」^⑩と「荒地帳」^⑪の面積を加えたら、その和が「寛文検地帳」^⑩の耕地面積とほぼ同じであつた片品村下平の研究結果からも同一のことがいえるのである。



第4図 田方の收穫高と年貢高（上州利根郡幡谷村）

貞享四年（一六八七）は検地の翌年でもあったので高内連々引は皆無である。ところが、寛政六年（一七九四）に畑方三反五畝一七歩の起返しを行ったのみであったので、川欠引や砂崩引等の高内連々引は、天明の飢饉の爪跡をそのまま幕末まで残すことになった。かくして、定免制による年貢増徴策も第三回定免年季に入った元文三年（一七三八）には早くも限界点に達し、以後は年貢量が膠着状態となって変化しなくなったのである。

四、生産量と年貢額の推移

年貢率の推移を解明する前に、生産量と年貢額の変化を略記したい。

田方と畑方では、生産量や年貢額の推移が異った変遷を示しているため、田方と畑方を区別して論述しよう。

(1) 田方の生産量と年貢額の推移

田方の見積り上の生産高を「年貢割付状」から算出するには、位付ごとの毛付高へ各々の石盛を乗じ、その積を合計する。このようにして田方の生産高を图表にしたものが第4図である。

田方の収獲高と年貢高（幡谷村本田）

西 暦	年 号	収 獲 高	年 貢 高	備 考
一六八三	天和 三年	七石六斗七升五合七勺	一石八斗七升六合	寛文検地の石盛
一六八七	貞享 四年	四石六斗五升七合	二石九斗二升一合	貞享検地の石盛になる
一七一六	享保 元年	三石三斗七升二合	三石三斗九升三合	収獲高より年貢高が大
一七一八	享保 三年	四石一斗一合	三石七斗一升二合	年貢の永換算高最大
一七二五	享保一〇年	四石四斗一升三合	二石九斗一升九合	定免始る
一七二八	享保一三年	四石四斗一升三合	三石一斗二升五合	第二回定免始る
一七四四	延享 元年	三石一斗六升四合	三石三斗七升三合	年貢率最高
一七八一	天明 三年	三石二斗六升五合	八斗八升四合	破免
一八三〇	天保 元年	三石一斗八升五合	三石一斗六升三合九勺	年貢割付状の下限

収獲高と年貢高を巨視的に見ると、収獲高は天和三年（一六八三）が際立って高いのに、年貢高は貞享四年（一六八七）以降の方が高くなっている。生産量は石盛の高い天和三年（一六八三）が最高に見積られているが、年貢高は享保三年（一七一八）が最高になっているのである。

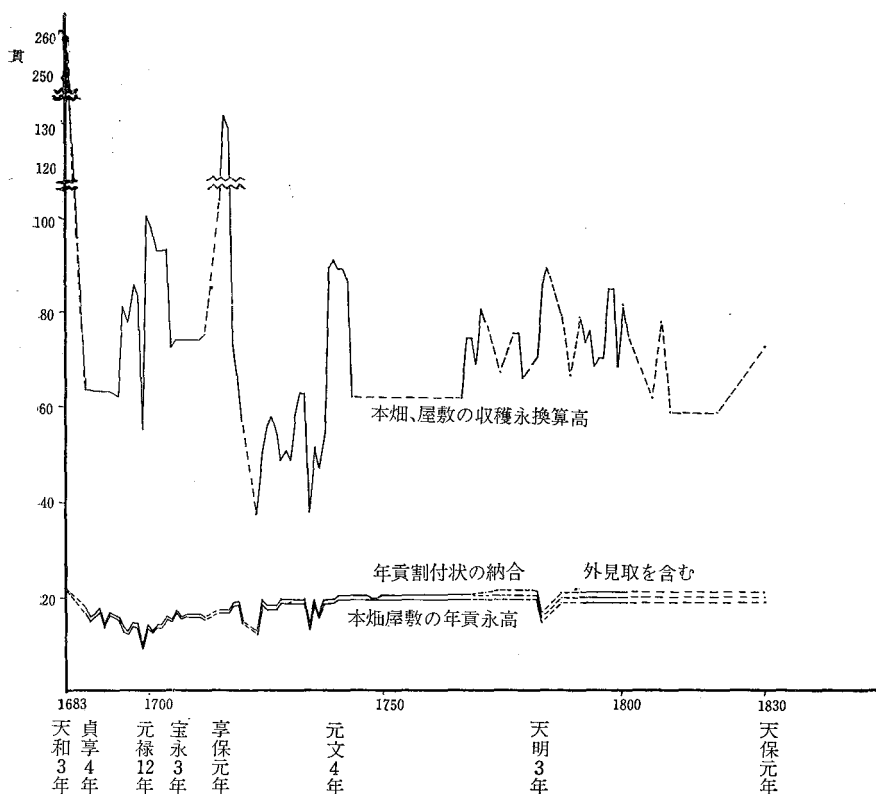
(2) 畑方の生産量と年貢量の推移

幡谷村は寛文二年（一六六二）と貞享三年（一六八六）の二回にわたり検地が施行されたのであるから、検地古法により石盛が決定されたことになる。検地古法による石盛決定法^⑩とは、畑の本毛である大麦の生産量を米に換算したものである。尾張藩の「税賦参定指南」^⑪によると、尾張藩の場合には麦の熟数により畑三作の収穫高を適当に見積ったものであったというが、幡谷村の「年貢割付状」から導き出される畑の生産高は大麦の生産高を米に換算し、これを永高で記載したものであった。

では、畑方の麦による生産高を、石代納の永高記載の「年貢割付状」から計算する方法を概説しよう。「負喧談」^⑫によれば、畑方の取米は畑生産物の大麦で示したものだという。畑方の石盛決定のための米と大麦の換算比は一对二であるから、位付ごとの毛付高にその畑石盛を二倍した数字を乗ずれば各位付ごとの大麦生産額が導き出される^⑬。「年貢割付状」は畑永記載であるので、大麦の価格を米から類推するために、米と大麦の交換比を検討しなければならない。

「御国検地古伝」によると、近世初期の米と麦の交換比は、米一石大麦二石替であったが、近世中期の頃から、米一石大麦二石五斗替に変わり、それ以後はこの前後の交換比を動揺するにすぎなかったという^⑭。米一石大麦二石替から、米一石大麦二石五斗替に変わったのは、元禄八年（一六九五）の悪貨の鑄造により、大麦より市場性の大きい米の価格がとくに暴騰したのが契機となったのであろう。このようにして、大麦一升の価格を算出し、その変動を示したものが第2図にある。かくして、大麦の位付ごとの収穫現物高が算出され、畑方の全収穫現物高を永換算することが可能になる。畑方の全収穫永換算高の推移を示したものが第5図である。

畑方の収穫永換算高は、天和三年（一六八三）には、貞享四年（一六八七）と比較して四倍以上の二五八貫五三三



第5図 畑方の収穫永高と年貢永高（上州利根郡幡谷村の本畑）

文一分二厘である。これは天領期になつてからの最高を示す享保元年（一七一六）の二倍という驚異的なものである。天領期の平均畑収穫永換算高は七〇貫弱であるから、沼田藩の末期には天領期の三・七倍に及ぶ畑の収穫永高が見積られていたことになる。

一方、畑方の年貢永高の推移を見ると、天和三年（一六八三）は畑面積が極大であるにもかかわらず、その年貢永高がそれ程大きくないのが最大の特色である。また、大麦の時価の変動により、生産量や年貢量の変化とその永換算高の変遷は異った傾向を示していることに留意する必要がある。

麦生産量とその年貢高

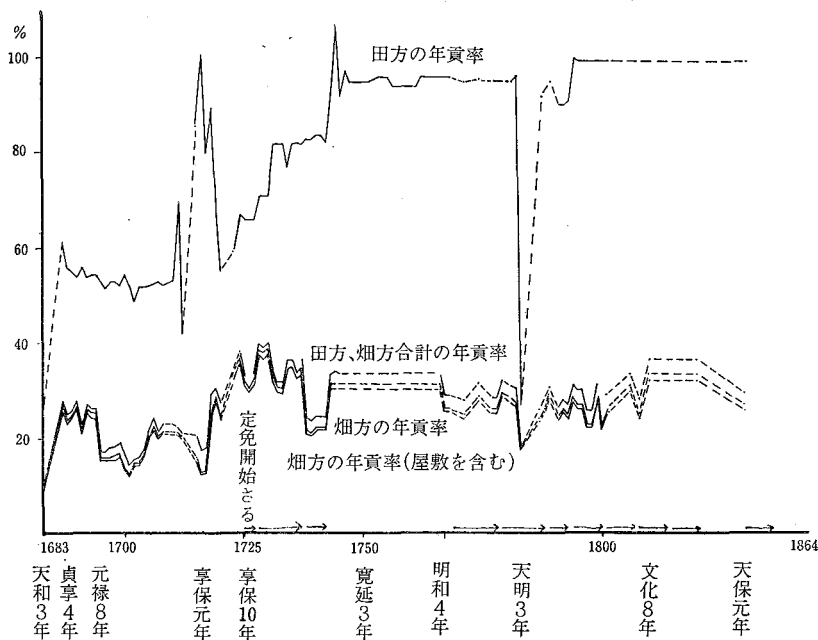
西暦	年号	本畑の麦生産量	本畑の年貢高	納谷の畑方年貢高	備考
一六八三	天和三年	六四二石九斗三升七合八勺	五三石九斗	五三石九斗	
一六八七	貞享四年	一五四石三斗六升六合	四一石三斗八升五合	四三石四斗六升六合五勺	
一七一六	享保元年	一四七石九斗五升二合	一八石八斗二升五合七勺	一九石八斗八升三合	
一七八三	天明三年	一四九石二斗三升六合	二一石三斗四升六合四勺	二九石五斗六升七合七勺	破免
一七九五	寛政七年	一四七石八斗九升六合	三九石九斗二升六合三勺	四三石九斗八升九合一勺	

麦生産量の永換算高と年貢永高

西暦	年号	麦生産量の永高	本畑の年貢永高	納谷の畑方年貢永高	備考
一六八三	天和三年	二五八貫五三三文一分二厘	二一貫五六一文	二一貫五六一文	
一六八七	貞享四年	六三貫四七六文四分	一六貫五五四文	一七貫三八六文六分	
一七一六	享保元年	一三〇貫九一四文一分四厘四毛	一六貫四一六文	一七貫三三八文	
一七八三	天明三年	八五貫六一九文二分六厘	一四貫七五四文	一六貫五五七文九分	破免
一七九五	寛政七年	七一貫二六二文四分二厘八毛	一八貫六八五文五分	二〇貫五八六文九分	

(3) 田方と畑方の年貢永高の推移

田方と畑方の年貢永高の推移を巨視的に見て比較すると、変動の激しい田方に対して、畑方の年貢永高は変化に乏



第6図 年貢率の推移(上州利根郡幡谷村の本田) →印は定免年季を示す

しく恒常的であるのが大きな差異である。したがって、畑場の村落である幡谷は、比較的に固定化した年貢を納入していたといえる。

五、年貢率の変遷

いよいよ年貢率の変遷を解明する段階になった。地目の差異により年貢率も異なるので、まず田方の年貢率を追究した後、畑方のそれを分析し、最後に両者を総合した年貢率の推移を研究することにする。

(1) 田方の年貢率

米の現物記載による「年貢割付状」から田方の年貢率は簡単に求められる。その年貢率を示したものが第6図である。

田方の年貢率の推移を巨視的に見て、もっとも意外に感じられるのは、天和三年(一六八三)の年貢率と貞享検地以降の年貢率との関係である。

天和三年（一六八三）の年貢率は二四、四四パーセントにすぎないのに、貞享四年（一六八七）には六二・七二パーセントと急激に高率化している。つまり、田方の年貢率は、沼田藩主真田伊賀守信直の藩領の頃は、天領期以降と比較して非常に低く、百姓取分がきわめて多かったということになる。

次に、貞享検地以降の天領期における年貢率を微視的に分析しよう。

通説では、畝引検見から有毛検見に移行したのは享保元年（一七一六）頃であるといわれているが、幡谷村の場合には、正徳五年（一七一五）から有毛検見が施行されたのであろうか、年貢率が五〇パーセント台から急激に八六・一三パーセントへと上昇している。しかも享保元年（一七一六）には一〇〇・六二パーセントという超高率の年貢率を示すのである。かくして、定免準備期間中の超高率の年貢率もやがて限界点に達し、享保五年（一七二〇）には再び五〇パーセント台に下るようになった。享保一〇年（一七二五）の第一回定免年季に入ると六六・一五パーセントで定免が開始された。ところが、等二回定免の開始された享保一三年（一七二八）には七〇・八一パーセントとなり、第三回定免の始る元文三年（一七三八）には八三・〇八パーセント、第三回定免明の寛保三年（一七四三）には七二、二四パーセント、翌延享元年（一七四四）には一〇六・六一パーセントという驚異的な超高率の年貢率になったのである。以後は、九六パーセントの線を上下しながら天明三年（一七八三）の破免、天明六年（一七八六）も破免という天明の飢饉を経て、寛政五年（一七九三）までは九〇パーセント程度、それが寛政六年（一七九四）九九・八一パーセント、寛政七年（一七九五）より天保元年（一八三〇）までは九九・四九パーセントという超高率の年貢率になったのである。天保以降も「年貢皆済目録」を分析した結果によると、田方の年貢率は超高率のまま変化せずに幕末に至ったと推測される。

たんに年貢率の上からだけで考察すると、貞享検地以降の田方における百姓取分はほとんどなく、再生産を可能にするだけの米も残らず、田方はもっぱら年貢米を生産する場にすぎなくなってしまう。ところが、現実には超高率の年貢納入期に農民騒動も発生せず平穩な生活を送っていたのであって、この点に疑問を抱かざるを得ない。この疑問を解くために、田方の取米が実際には現物で上納されず、石代納になっていることに着目すると、土地にはそれだけの生産力がなくとも年貢率を上昇させることによって農間稼業で獲得した農民の余剰を収奪しようとした為政者の意図を汲取ることができる。幡谷における山業や、会津街道の牛馬運送による駄賃稼等の農間稼[㊤]を考えれば領ける事柄である。

検地古法による「二三五ノ法」[㊤]に立脚すれば、宅地を隔てるに従って二、三、五の割合に石盛や位付が低下するという。幡谷の集落は山麓に分布するのに、水田は遙か下方の片品川氾濫原に細長く連続する。そのために田方の石盛や位付が相当考慮されていたので、超高率な年貢率にもかかわらずその恩典に預る道を選んだためであった。

また、検地における縄延の大きかった点を忘れることはできない。現在でさえ片品村の村役場で水田の実際の面積を明確に把握することができないという雄大な山間の村落である。水田の地形的立地条件から、近世以来水田面積はほとんど不変であると考えられる。村役場税務課によると、現在の水田は三町八反であるという。ところが近世の水田は一町一反弱に過ぎない。したがって明治以来の水田開発で三倍に拡大されたことになるが、この中の大部分は検地縄延分と百姓勝手作の水田分であったということが判明した。ここに検地縄延の割合がきわめて大きかったことを立証する根拠が発見された。田方における検地縄延の大であったことが、超高率の年貢率が長期にわたって決定されたにもかかわらず、農民騒動も起さず平穩な生活が続けざるを得なかった最大の要因であったのである。

(2) 畑方の年貢率

超高率の田方の年貢率に対して、畑方の年貢率は如何なるものであったか。

第6図からも理解されるように、田方の超高率な年貢率と異り、畑方の年貢率は三〇パーセント台の線を上下するにすぎない。巨視的に見ると、天和三年（一六八三）の年貢率が八、三四パーセントにすぎず、貞享四年（一六八七）の二六、〇八パーセントの三分の一という低率であるからから、沼田藩主真田伊賀守信直の頃は膨大な量の百姓取分があった事実が解明できた。

天領時代の年貢率を微視的に見ると、貞享検地により高くなった年貢率は、保享八年（一七二三）からさらに高率となり、元文二年（一七三七）には畑方最高の年貢率期となった。なかでも、享保一三年（一七二八）より開始された第二回定免の年貢率は三九・三六パーセント（屋敷を含むと三七・七七パーセント）となって高率化したのが、やがて低率期へと移行する。元文三年（一七三三）から関東未曾有の大洪水のあった寛保二年（一七四二）までの間は、享保八年（一七二三）以前の年貢率と同じ程度に低くなったが、寛保三年（一七四三）以降再び高率期となった。

天明三年（一七八三）の破免や^㉞、天明六年（一七八六）^㉟の破免による一時的な年貢率の低下期を過ぎると、文化七年（一八一〇）から、またも高年貢率期となったのである。文化一二年（一八二九）以降幡谷村は、旗本菅沼氏の知行する所となるに及んで、天保元年（一八三〇）の年貢率は再び下降現象を呈した。「年貢皆済目録」により幕末の年貢率を追究した結果、幕末の年貢率は僅少ではあったが低率化の傾向を辿ったように考察された。

(3) 田方、畑方合計の年貢率

田方と畑方の面積比は、寛文二年（一六六二）が一对九〇、貞享三年（一六八六）で一对三六という畑場の村落で

ある。そのために、田方と畑方合計の年貢率はほとんど畑方の年貢率と同一の傾向を示している。

また、一〇〇パーセントに近い田方の超高率の年貢率も圧倒的な畑方面積の年貢率に消去されて、田方と畑方合計の年貢率は、畑方の年貢率より数パーセント高くなっているにすぎない程に畑方の年貢率に同化されてしまう。したがって、田方と畑方合計の年貢率は、畑方の年貢率とほとんど同一の推移を辿ったと考えることができる。

田方、畑方合計の年貢率

西 曆	年 号	田 方(%)	畑 方(%)	合計(屋敷を含む)	備 考
一六八三	天和 三年	二四・四四	八・三四	八・七一	寛文検地による
一六八七	貞享 四年	六二・七二	二六・〇八	二八・一一	貞享検地による
一七二八	享保一三年	七〇・八一	三一・四三	三三・七五	第二回定免始る
一七八三	天明 三年	二七・〇八	一七・二三	一七・六二	破免
一八一〇	文化 七年	九九・四九	三二・二八	三五・五四	天領の下限

年貢率の推移を類型化して段階別に追究するために、理論的年貢率の変化を研究することにする。そのためには、検見制の時期の凶作による諸引の大きい年を除外し、また定免期の破免の年を除外するという前提に立脚して、天明三年（一七八三）の破免の年を除外して段階別に年貢率を平均した。

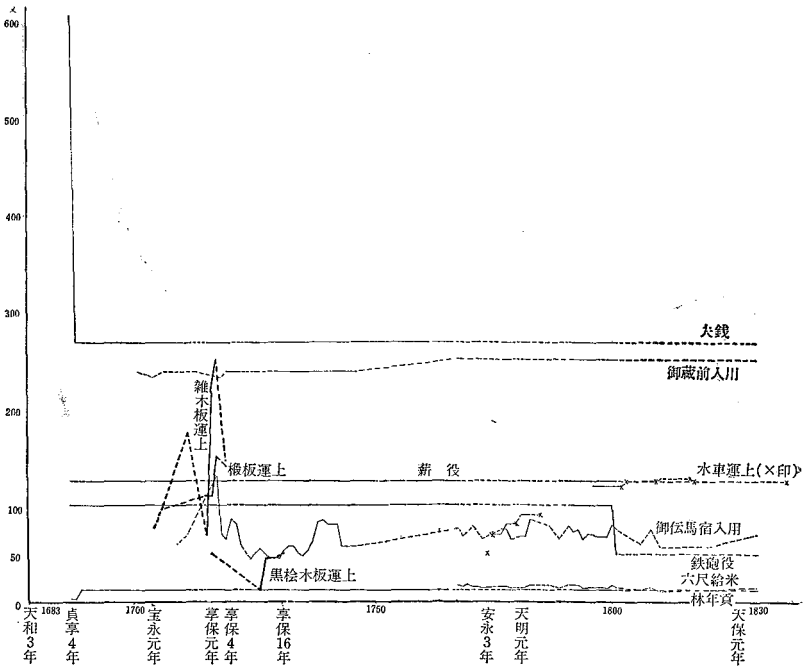
理論的年貢率の推移を研究した結果、五回の低率期と四回の高率期が存在し、これらは相互に波動をえがきながら除々に高率化して行ったという過程を説明することができた。また、米価の変動を示す第2図と比較研究した結果、原則として、年貢率の低率期には米価が高く、高率期には安価な時期であるということを発見した。例外は天和三年

理論的年貢率の推移

段階	西 暦	年 号	理論的年貢率	米価の高低	備 考
一	一六八三	天和三年	八・七	低	
二	一六八七～一六九四	貞享四年～元禄七年	二六・二	低	
三	一六九五～一七一七	元禄八年～享保二年	一九・四	高	榎、雑木板運上
四	一七一八～一七三七	享保三年～元文二年	三四・四	低	黒檜木板運上
五	一七三八～一七四二	元文三年～寛保二年	二四・三	高	
六	一七四三～一七六六	寛保三年～明和三年	三三・七	低	
七	一七六七～一八〇八	明和四年～文化五年	二九・一	高	天明三年を除く
八	一八一〇～一八二〇	文化七年～文政三年	三五・五	低	
九	一八三〇	天保元年	二九・六	高	

(一六八三) だけである。しかしながら天和三年(一六八三)には、切替畑の「検地帳」登録によって、検地名請人別の年貢負担額が増大していたので、実質的には高年貢率期と見なければならぬのである。このような、年貢率と米価の関係から、年貢率の高率期には農産物の売却値段が安いので、とくに小高の百姓は年貢を永納するのに塗炭の苦しみを味ったと推測される。そこで、高年貢率期には小高の百姓は、とくに農間稼業による現金収入の道を考えなければならなくなり、山業に従事するか会津街道の牛馬による駄賃稼に精を出すという結果を招いたのであった。

「年貢割付状」と「年貢皆済目録」を利用して雑租の推移を示したものが第7図である。



第1図 雑租の推移（上州利根郡幡谷村）

貞享三年（一六八六）の『沼田検地条目』^②によって貢租形態が整備され、雑租の年貢賦課項目が設定されて、夫錢以外に、小物成としては「薪役」、「鉄砲役」、「林年貢」、それに天領における高掛三役としての「御藏前入用」、「御伝馬宿入用」、「六尺給米」が課せられた。

さらに、運上金も上納されるようになり、「雑木板運上」と「檣板運上」（いずれも宝永元年～享保四年）、それに「黒檜木板運上」（享保元年～享保一六年）が山明による在方山業従事者への年貢として課せられている。このことは、寛文の山明の頃は山役負担者は入会山に勝手次第に入って伐採して銘々山業を営んだ惣百姓であったが、享保の山明になると山業を営む特定の者^③に運上という名目で負担させるように変ったことを物語るものである。かくして、沼田藩主真田伊賀守信直の実施した寛文検地

は、山業による「かぶせ盛」のために高い石盛となったが、享保年中の山明は全く石盛にも影響せず、正租には何の関係も与えずに特定の山業従事者に運上金を賦課するという形態へ移行したのである。

幡谷村は、山明になれば山村に、山留になれば農村へと村落の性格を変化させながら今日に至っている。つまり、第一回の山村期は寛文中（山留は寛文一二年）であり、この時に行われたのが山業の「かぶせ盛」のために高い石盛と伐採による切替畑の増大による広大な山地分下々畑を「検地帳」に登録した寛文検地（寛文二年）であった。そして、山留の後に来た純農村の時期に施行したのが貞享検地（貞享三年）であったので、石盛は低くなって、土地生産力を忠実に表現するものと変り、山地分の切替畑はほとんど荒地と化してしまったので畑面積も激減したものが「検地帳」に登録される結果となったのである。貞享検地を施行するに際して公布された「沼田検地条目」（貞享三年）により近世的貢租体系が確立したので、以来「かぶせ盛」は廃止され、雑租として具体的な項目が貢租体系に登録したのである。

第二回の山村期は「雑木板運上」や「椴板運上」または「黒檜木板運上」等の運上金を山業従事者が負担した宝永元年（一七〇四）から享保一六年（一七三一）の二七年間である。その後もなお挽板のみは伐採を許されたので山業は続けられた。天明二年（一七八一）に至って木品を伐尽し果てたため完全に山留となった⁹⁾。

かくて天明三年（一七八二）より第二回の純農村の時代が開始されたが、長期にわたる濫伐が災して、さっそく天明三年（一七八二）、天明六年（一七八六）と連続的な凶作による破免という結果を招いてしまったのである。そのため利根川中流¹⁰⁾と下流域は洪水になり、田方の生産皆無という悲惨な状態になり、天明の飢饉となった。

第三回の山村期は寛政八年（一七九六）の山明¹¹⁾で開始される。利根川中流、下流域の天保の飢饉を中心とした洪

水時代^⑨の原因を再び形成しながら、大正五年（一九一六）の「一ノ瀬伐採」^⑩を最後として幡谷は林業村落としての幕を閉じた。

第三回の純農村の時代が今日の幡谷である。林野の大部分は国有林となり、残る部分は不在地主千秋家や東京電力等が所有するため、村人は広大な林野の続く山麓に住みながらも山業には全く従事していない。

尾瀬沼に加えて、菅沼、丸沼等の奥日光の観光資源を有する片品村は、観光道路の整備による観光地化の促進により人口の社会的流出を食止めようとしている。

六、結 尾

山村から農村へ、そしてまた山村へと村の機能的性格が変遷するにつれて、年貢の実態も変化した。また山村ではあっても、時間的な経過によりその性格は変質している。つまり、寛文期には惣百姓が生産者即販売者であったが、享保期になると運上を納入する特定の人が営業するようになった。

寛文検地は、通説のような単なる打出しによる拡大検地ではない。山村であった時の検地であったために、伐採による切替畑の激増期になっていたので、広大な面積の山地分の下下畑が「検地帳」に登録されたのであった。石盛の高いのは、生産者の惣百姓が即木材販売人であったために「かぶせ盛」があったからである。畑方面積は切替畑の急増により非常に広がったが、年貢率が際立って低かったために、年貢量は貞享検地以降と比較してほとんど変りがなかった。

貞享検地は、畑の面積が減少していることと、低い石盛から「お助け検地」と後世になっていうようになった。し

かしながら、その実態は、山留により農村になっていた時期の検地であり、寛文検地以来の荒畑を「検地帳」から除外したにすぎないのである。加えて正租の年貢率も高くなり、雑租の年貢賦課項目も新設されるという幕府の近世的貢租体系の確立期における検地であったので、その実態は「お助け検地」どころではなかったのである。

また、幕政の三大改革期と年貢率の関係を見ると、いずれの改革期にも年貢率が高率化しているという事実が明確になった。年貢率が高い時期には、米価が安かったために永納による年貢の負担に苦しんで、小高の百姓は農間稼業による現金収入の道を開拓して行った。

田方における超高率の年貢率にもかかわらず、長期にわたる平穏な生活を送り得た最大の原因は、検地の縄延がきわめて大きかったからであった。畑方の検地縄延は田方のそれよりも一層大きかったと考察される。したがって、実際の耕地面積当り年貢率は「検地帳」登録面積で研究した結果よりも低率であったといわなければならない。かくして農民の再生産能力が培われ、幡谷の村落は永続し得たのであった。

小論は菊地教授の懇切丁寧な御指導の賜として完成することが出来た。群馬県利根郡片品村大字鎌田の入沢家、下平の高橋家、幡谷、御座入、越本の各区長さんの御厚意によりその古文書を閲覧できて調査したものである。心より感謝する次第である。

註

- ① 片品村史 片品村史編纂委員会編 一三九頁
- ② 片品村史 片品村史編纂委員会編 一三九頁
- 沼田町史 沼田町史編纂委員会編 三三六頁によると中田石盛は一三である。

- ③ 片品村役場稅務課調べ 昭和四三年一月二〇日現在
- ④ 武藏野畑作新田における土地生産力の上昇とその関連諸問題 菊地利夫 新地理第八卷第二号一四頁
- ⑤ 寛延三年八月上野国利根郡之内幡谷村見取場新田高入帳
- ⑥ 大日本租稅志全 金沢稅務調查會發行 代表者和田一郎 八七六頁
- ⑦ 増補江戸における米取引の研究 鈴木直二著 相書房 一六—一二五頁
- ⑧ 日本財政經濟史料 第八卷 大藏省編纂 五七七頁
- ⑨ 沼田町史 沼田町史編纂委員會 三五六頁
- ⑩ 利根郡白沢村小野つる家文書
- ⑪ 沼田町史 沼田町史編纂委員會編 三五七頁
- ⑫ 乍恐以書附訴訟申上候御事 片品村東小川区長保管文書
- ⑬ 日本財政經濟史料 第二卷 大藏省編纂 一、一三五頁
- ⑭ 奉差上川欠明細帳 幡谷の郷倉保管文書
- ⑮ 貞享三年五月 上野国利根郡下平村檢地水帳
- ⑯ 貞享三年五月 上野国利根郡下平村田畑荒地之帳
- ⑰ 寛文二年五月 上野国利根郡下平村御檢地水帳
- ⑱ 新田開発 下卷 菊地利夫著 古今書院 三五五頁
- ⑲ 尾張藩石高考 徳川林政史研究所 徳川義親著 二八一頁
- ⑳ 日本經濟大典 一六卷 五七九頁
- ㉑ 武藏野畑作新田における土地生産力の上昇とその関連諸問題 菊地利夫著 新地理 第八卷第二号 一六頁
- ㉒ 新田開発 下卷 菊地利夫著 古今書院 三五五頁
- ㉓ 封建村落 その成立から解体へ 木村礎編 天雅堂書店 一三一頁
- ㉔ 片品村史 片品村編纂委員會 二四五頁
- ㉕ 日本經濟叢書 三一卷 六四頁

- ②⑥ 武蔵野台地における前期的畑作新田村の建設とその経済的基礎 菊地利夫 新地理 第五卷第三号 別刷一五頁
- ②⑦ 天明三年御成箇可納割付之事 上州利根郡幡谷村
- ②⑧ 乍恐以書付奉願上候 片品村御座入区長保管文書
- ②⑨ 日本財政經濟史料 第二卷 大蔵省編纂 一、一三五頁
- ③⑩ 乍恐以書付奉願上候 片品村御座入区長保管文書
- ③⑪ 乍恐以書付御訴訟申上候御事 天明三年片品村御座入区長保管文書
- ③⑫ 武州埼玉郡道目村御物成可納割付之事 針ヶ谷家文書
- ③⑬ 乍恐以書付奉願上候 片品村御座入区長保管文書
- ③⑭ 武州埼玉郡道目村御物成可納割付之事 針ヶ谷家文書
- ③⑮ 片品村史 片品村史編纂委員会 三四〇頁